○東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター規則

(昭和50年5月22日 制 定

改正

E 平成20年7月17日

平成26年7月17日

平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の学内共同教育研究施設として、視聴覚教育設備による 外国語及び舞台語の発音・発声等の訓練並びに視聴覚資料を利用する教育研究を 行うことを目的とする。

(職員)

第3条 センターに教授、准教授、講師、助教、助手及びその他必要な教員を置くことができる。

(センター長)

- 第4条 センターにセンター長を置く。
- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
- 3 センター長の資格、選考及び任期については、別に定める。

(運営委員会)

- 第5条 センターの管理運営に関する次の重要事項を審議するため、センター運営 委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 - (1) センターの教育研究計画に関する事項
 - (2) センター教員の人事に関する事項
 - (3) その他センターの運営に関する重要事項

(委員会の組織)

- 第6条 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター専任教員
 - (2) 外国語担当専任教員 若干名
 - (3) 各学部教授会構成員から選出された教員 若干名
 - (4) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第2号から第4号の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

- 第7条 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行 する。

(会議)

- 第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、可決する ことができない。
- 2 委員会の可決は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、そ の意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この規則は、昭和50年5月22日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附則

- この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年7月17日から施行する。

附則

- この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。 附 則
- この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。